

長野県環境審議会議事録

日時 平成27年9月15日(火)
午後1時30分～15時5分まで

場所 長野県庁議会棟404・405号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは始めに、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料1～4でございます。ご確認をお願いいたします。

次に、委員のご出席の状況でございますが、本日都合により、西澤孝枝委員、羽田健一郎委員及び柳平千代一委員の3名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者15名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の答申案と「水資源保全地域の指定について」と「水道水源保全地区の指定について」の諮問事項2件及び報告事項といたしまして、「長野県環境影響評価制度の見直しについて」でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さんに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、才川理恵委員と中村義幸委員にお

願いたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

審議事項（ア）の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、本年10月31日に存続期間が満了を迎える「鳥獣保護区特別保護地区」2箇所の新指定について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条第4項で準用する同法第4条第4項の規定により、5月26日の審議会で諮問をいただき、その後専門委員による「鳥獣専門委員会」を設置して調査・検討を行っていただいておりますので、本日は専門委員会での検討結果についてご報告をいただき、引続き幹事からの説明を加えてさらに審議を行いたいと思います。

それでは「鳥獣専門委員会」の委員長である、上原貴夫さんに御出席をいただいておりますので、まず御報告をお願いいたします。

上原鳥獣専門委員会委員長

鳥獣専門委員会委員長の上原貴夫です。よろしくお願いたします。

5月に環境審議会から付託を受けました本年度の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」について、専門的な立場から検討を加えるために、学識経験者、関係機関、利害関係者等を構成員とする「鳥獣専門委員会」を設けました。そこで、現地調査および計画内容の検討を行ってまいりました。その結果について、御報告いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

本日審議いただきます二つの案件について

一つ目は、「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区の再指定」、二つ目は、「十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区の再指定」でございます。

いずれも、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣保護区の区域内で、特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生息環境となっている地域を「特別保護地区」として指定することができますが、本年10月末でいずれも期間満了を迎えるため、再指定を行うものでございます。

鳥獣専門委員会による検討経過でございますが、

7月15日に事務局と専門委員1名により、「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区」の現地調査を行いました。

7月30日には、委員全員により「十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区」の現地調査を実施いたしました。中野市ですが、「鳥獣専門委員会」を開催し、塩嶺の調査結果の報告を受けるとともに、二つの指定計画（案）の内容について検討を行いました。

調査・検討結果については、資料の3ページをご覧ください。

「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区」については、昭和43年に設定され、区域全体が八ヶ岳中信高原国定公園の特別保護地域内であり、また委員の皆様も御存知のとおり長年「塩嶺小鳥の森」として親しまれている場所でもあります。

現地調査の結果、森林の成長に伴い、観察される鳥の種類について草原性の鳥類が減少し、森林性の鳥類が増加するなど変化が見られます。

また、周辺でニホンジカによる被害がわずかに確認されるほかは、地元岡谷市による管理の下、良好な野鳥の生息環境が維持されており、鳥獣保護区特別保護地区として再指定して鳥獣の保護繁殖を図る必要性を確認させていただきました。

「十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区」については、希少猛禽類であるチョウゲンボウの集団繁殖地として、昭和28年に一部が国の天然記念物に指定されており、昭和54年に特別保護地区の指定がされました。

最大で20つがいの営巣が確認されておりましたが、昭和50年代以降は、10つがいを下回るようになり、また、崖地の植物の繁茂により、ヘビなどによる捕食被害が見られたことから、平成17年度から3年間、環境整備が行われたほか、地元中野市において、「十三崖チョウゲンボウ応援団」による保全活動も行われております。

ここ数年同じく希少猛禽類でありますハヤブサがこの崖に営巣し、チョウゲンボウの繁殖が妨害されるということがありましたが、本年度は、3つがいが営巣し、内2つがいが、繁殖に成功しております。

チョウゲンボウについては、周辺農地におけるネズミの捕獲者として、生態系の頂点に立つ希少な猛禽類であり、近年は、周辺

の人工的な環境においても営巣が確認されておりますが、この十三崖がチョウゲンボウの繁殖地の核として重要な役割を担っておりますことから、鳥獣保護区特別保護地区として再指定する必要性を確認しております。

以上鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。

それぞれの計画（案）の内容については、幹事から説明をいたします。よろしく願いいたします。

平林議長

引続いて「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」幹事から説明をお願いいたします。

宮鳥獣・ジビエ振興室長

林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室長の宮 宣敏でございます。

審議事項アの「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」説明させていただきます。

資料1の 1ページをお願いいたします。

今回ご審議いただきます「鳥獣保護区特別保護地区」は、「鳥獣保護管理法」第12条に規定される制度でございます。同法第4条の規定に基づき、知事が策定しております「第11次鳥獣保護管理事業計画」に沿って、指定等の取組を進めております。

鳥獣保護区とは、鳥獣を保護するため、鳥獣の捕獲を禁止する区域ですが、さらに加えて、構造物の設置や樹木の伐採などについて許可が必要となる区域として指定されますのが、特別保護地区でございます。

今回再指定に係ります2か所については、先ほどの委員長報告のとおりでございます。

指定計画の一覧、指定の趣旨等につきましては、1～3に記載のとおりでございますが、詳細につきましては、それぞれの指定計画（案）で説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

この図は、県下の「鳥獣保護区」及び「特別保護地区」の配置状況を示したものでございます。

グレーの区域が「鳥獣保護区」で、県内137箇所が指定されております。

この「鳥獣保護区」の中で特に鳥獣の保護繁殖を図る区域として、太線で囲いました区域が「特別保護地区」となっており、13

箇所が指定されております。

今回指定を計画する2つの区域の位置は、それぞれ矢印で示したとおりでございます。

5ページをお願いします。

「塩嶺」鳥獣保護区特別保護地区指定計画（案）でございます。

1の特別保護地区の概要でございます

(2) 特別保護地区の区域は、後ほど図面で御説明いたします。

(3) 再指定する期間は、平成27年11月1日から平成37年10月31日までの10年間を予定しております。

(4) 指定区分は、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」でございます。

(5) の指定の目的でございますが、当該区域は、八ヶ岳中信高原国立公園の特別地域と重複した区域で、鳥獣の生息環境に好条件を備えている地区であり、塩嶺小鳥の森としても広く知られており、鳥獣保護意識の普及啓発上も非常に重要でありますことから、引き続き、特別保護地区として再指定するものでございます。

2の特別保護地区の保護に関する指針でございます。

(1) 保護管理の指針は、指定の目的を妨げない範囲で、鳥獣の生息場所として森林を健全に維持するための善良な森林整備を助長するとともに、委員長報告にもございました、草原性の鳥の生息環境を回復させるため、一部で笹地や草原の再生を図るほか、入り込み者の利用圧が過大にならないよう留意しながら、地元岡谷市や関係団体と協力して鳥獣保護意識の普及啓発に努める。

また、保護地区周辺では、ニホンジカによる被害も見られることから、引き続きその影響を注視していく。というものでございます。

6ページをお願いします。

3の土地の面積等の状況でございますが、林野面積120ha その他1haであり、全て私有林となっており、変更はございません。

4の指定区域における鳥獣の生息概況でございます。

(1) 地域の概況については、記載のとおり、標高1,100mから2,000mの横河川の源流部に位置する地域でございます。特別保護地区はその南端部に位置しており、90年生をこえるナラ等の天然広葉樹林のほか、尾根筋にはアカマツ天然林が分布するほか、全般には50年前後のカラマツ、ヒノキ等の人工林が主体を占めています。

7ページをお願いします。

(2)の生息する鳥獣類は、鳥類では、ヒタキ科のオオルリ等の高木性の野鳥をはじめ34科112種の野鳥が観察されており、代表的な種類について、記載してございます。

獣類では、キツネ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、テン、リスなどが生息しております。ムササビについては、従前の計画書に記載がございましたが、生息が確認されていることから新たに記載を加えております。

(3)当該地域の農林水産物の被害状況でございますが

現地調査でも確認しておりますが、ヒノキやミズキ、リョウブなどへのニホンジカと見られる剥皮被害が散見されます以外、指定区域内において、植生の衰退や立木の枯損といった野鳥の生息に大きな影響を及ぼす被害は、確認されておられません。

周辺の岡谷市、塩尻市における野生鳥獣の捕獲状況及び農林業被害の状況は、ご覧のとおりでございます。

9ページをお願いします。

「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区」地区の区域図を示しております。

赤色の線で囲まれた区域が「鳥獣保護区」であり、このうち、赤色斜線で塗られた区域が「特別保護区」で、今回再指定を計画するものです。

10ページをお願いします。

再指定することに対する利害関係者からの御意見を、予め聴取をさせていただいておりますが、記載のとおり、再指定について、1件の条件付賛成を含めまして、全ての皆様から賛成との御意見をいただいております。

ニホンジカの食害対策としましては、県全体で年間の捕獲目標を掲げて、捕獲の強化に取り組んでおりますほか、国等の支援を受けて各地で、侵入防止柵等の整備に力を入れております。

続きまして、11ページをお願いします。

「十三崖特殊」鳥獣保護区特別保護地区指定計画(案)でございます。

1の特別保護地区の概要でございます。

(2)特別保護地区の区域は、後ほど図面で御説明いたします。

(3)再指定する期間は、平成27年11月1日から平成37年10月31日までの10年間を予定しております。

(4)指定区分は、「身近な鳥獣の生息地の特別保護地区」でございます。

(5)指定目的ですが、当該区域は、国から特別天然記念物の指

定を受けておりますチョウゲンボウの貴重な集団繁殖地となっている地区でありますことから、引き続き、特別保護地区として再指定するものでございます。

2の特別保護地区の保護に関する指針は、「チョウゲンボウをはじめとする希少な猛禽類の生息環境として良好な条件を備えていることから、それらの営巣に著しい影響を及ぼさないように留意し、定期的な巡視と静ひつな環境を保持する。また、中野市や関係団体の協力を得ながら、鳥獣保護意識の普及啓発や営巣環境の整備を行う。というものでございます。

3の土地の面積等の状況ですが、名称のとおり、崖地ではございますが、林野面積3haであり、全て私有林となっております。

12 ページをお願いします。

4の指定区域における鳥獣の生息状況ですが、

(1)の地域の概要は、夜間瀬川右岸の中野市深沢部落西端から下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔ノ上に至る約1,600mの間の、高さ10メートルから20メートルの通称十三崖という崖の区域でございます。ケヤキ、クルミを主とする広葉樹が生立又は点在しています。

(2)の生息する鳥獣は、鳥類では、チョウゲンボウ、先ほど委員長報告にもありましたハヤブサ、キジ、カラス、キジバト、ムクドリ、オナガなど生息しており、獣類では、ニホンリス、キツネ、ニホンノウサギ等が生息しているところでございます。

(3)当該地域の農林水産物の被害状況でございますが、当該地域では農林水産物への被害は、発生しておりません。

15 ページをお願いします。

位置図を示しております。

16 ページに拡大図をお示ししております。赤色で囲まれた区域が鳥獣保護区、面積13haでございます。赤の斜線が引かれた東西に細長い崖の部分が営巣地となっており、その部分3haを特別保護地区として引き続き再指定するものです。東側が中野市、西側が山ノ内町となっております。

17 ページをお願いします。

こちら、再指定に対する利害関係者からのご意見をお聞きしましたところ、全ての皆さんから賛成との御意見をいただいております。

ります。

とりわけ農業地帯であることから、野ネズミの捕食者であるチョウゲンボウの保護については、広く理解が得られているといったところでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。

はい小川委員さん

小川委員

あの、チョウゲンボウは、人工的な環境にも営巣するという事なんですが、自然の状態で繁殖できるということは大変望ましいと思いますので、再指定は良いと思います。

で、直接関係している中野市の住民の皆さんによる活動もしっかりとされていますので、その点では安心なんですけれども、チョウゲンボウだけを守るということは不可能

生態系全体を、環境ごと丸ごといい状態が継続されている方がいいと思うんですが、ぱっと地図を見た感じでは、非常にエリアが狭いなというような印象なんです、そこらへんこの先将来的に範囲を見直す必要がでてくると思うんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

平林議長

はい、今十三崖の方についての御質問ですが、幹事から説明をお願いいたします。

宮鳥獣・ジビエ振興室長

この十三崖の特別保護地区の部分につきましては、赤の斜線、色で塗りました部分が崖の部分ということで、この崖の中に穴があるところに営巣をするということで、ハヤブサも同じように営巣している訳ですけれども、それ以外の区域についてはですね、営巣をするということはないということです、崖の部分に限って、やっているということでございます。

それから地図を見ていただくと分かるんですけども、16ページですが、今回鳥獣保護区に指定されている部分は、河川敷の部分でございます。それ以外の部分は北の部分も南の部分も全て農地になっておりまして、主にここに出没するネズミ等を駆除してくれる。ということで理解をされているところでございます。住民の民様、中野市等の皆様からはこの崖の中の木を倒して、ヘビが巣へ上がっていかないような取組を毎年やってい

ただいております、そのお陰で今年は営巣が戻ったということで解釈しているところがございます。

ということで、指定する範囲につきましては、必要十分な範囲を指定していると理解しているところがございます。

平林議長

では他いかがでしょうか。

はい、福江委員

福江委員

再指定の趣旨について、5月の委員会のときの資料と今回の資料では1ページの記載が、森林鳥獣生息地の特別保護区に指定するものとするということが、書かれています。

森林鳥獣生息地ということが前置きで書かれている。これは単に区分の問題なのか、先ほど御説明いただきました草原性の鳥類が減っていて、森林性の鳥類が増えているという状況から付けられたものなのか、どういう保護区にしていくかというビジョンに関してのことかと思ひまして、質問いたします。

平林議長

今の質問は塩嶺の方の質問ですね。

塩嶺の方のページでいうと

福江委員

1ページの2の塩嶺鳥獣保護区特別保護地区の再指定の趣旨の記載で、「森林鳥獣生息地の特別保護地区」に指定する。という部分で、以前の資料では、単に「特別保護地区」となっていた。なぜ今回「森林鳥獣生息地」という言葉が付いたかということですか。

平林議長

はいありがとうございます。では幹事の方から説明をお願いいたします。

宮鳥獣・ジビエ振興室長

今回「森林鳥獣生息地の特別保護地区」と書かせていただきましたのは、前回その辺が正確に記載されていなかったということで、今回より正確に詳細に書かせていただくということで書かせていただいたものでございます。

指定の概要等は従前から変わってございません。

まあ、草原性の鳥、森林性の鳥、合わせましてこの「森林鳥獣生息地」ということでやっておりますので、なんら変更ないということで御理解いただきたいと思います。

平林議長

はい、よろしいですか。

福江委員

はい。了解しました。できれば多様な野鳥類といたしますか、

動物が増えるような環境にしていただければと思います。

平林議長

はい。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

はい。林委員さんどうぞ

林委員

塩嶺の鳥獣保護区について、森林の成長により変化していく生態系を、これを良として、生息する種類が若干移動はあっても、生息環境としては望ましいというふうに理解してよろしいのでしょうか。高木化した樹木をそのまま伸ばして、生息環境を原状のまま遷移させるような手当てをするのかどうか。

そのあたり、我々森林を管理する上で、植生の遷移ということは必ずあるわけですし、それは留めて永続させるのか、変化を認めて生息環境としては、若干の変化を認めていくのか。考え方を教えていただきたい。

平林議長

では、幹事から説明をお願いいたします。

宮鳥獣・ジビエ振興室長

はい。保護に関する指針のところにも書かせていただきましたが、5ページの一番下の部分でございます。「減少しつつある笹地や草原の維持再生を図る。」ということで書いてございます。

これは原状で鳥獣にまずい影響を及ぼしているということではございませんけれども、鳥の見られる種類が若干変化してきているということで、草原性の鳥の生息環境もある程度維持していく必要があると考えますので、森林を伐採して、こうした草地や笹地をつくるということではございませんけれども、そういったところがこれ以上減らないような対策が、一部森林の間伐とか適正な施業を進める中で、そういった部分についても配慮して、注視していきたいと、今後の動向に注視してやっていきたいと考えているところでございます。

平林議長

はい。よろしいですか。

森林は、手を加えないと森林として遷移して行くわけですが、草原や笹地のようなところも周辺にあると、多様な鳥類を維持していけると言うことですね。

はい。他いかがですか。

よろしいですか。はい。中村委員さん

中村委員

岡谷の方面のことで伺いたいのですが、高ボッチから鉢伏までの鉢伏スカイラインですか、人の入りがちょうどハイキングコースとなっていると思うんですが、そのへんの人の入りとい

うことで、考えていることがあるか。ということと、岡谷地域では10年前に災害がありましたし、去年は火災もかなりありましたので、これからの岡谷の森林のあり方というもの、これからどのような形で考えているのか聞かせてもらえればと思います。

平林議長

はい。では幹事から説明をお願いいたします。

宮鳥獣・ジビエ振興室長

人の入込については、御指摘いただきましたとおり、高ボッチから続く観光的な利用についてでございますが、こちらの方は一番南の端に位置しておりまして、そういった面では沢山の人によって鳥獣の生息に影響を及ぼすという形にはなっていないと思います。その辺についても注視していきたいと考えております。塩嶺の小鳥バスの関係につきましては、これはちゃんと人員を定めて指導者の指導の下に行っておりますので、その辺は鳥類の生息に大きな影響を与える形では行っていないということでございます。

一点シカの被害が、このあたり車山、高ボッチでは非常に大きいという中で、この地域には及んでおりませんので、その辺は注視して、影響があった場合には、対策をとるということも考えていかなければならないと思います。

それから平成18年には、大きな災害が発生しました地区でございます。その大きな要因としては森林の多様性が足りないという部分がございます。

どういう地域に災害が発生しやすいかということ进行分析しまして、多様な森林づくりという形で沢筋の崩れやすい区域には、ねばりの強い広葉樹を回復させるとか、そういう形で多様な森林づくりを、諏訪の地域上げて取り組んでおりますので、そういった成果を徐々に出していく中で鳥獣保護区についても、広葉樹のある多様な森林を維持することによって、災害の防止にも生きてくるという風に考えているところでございます。以上でございます。

平林議長

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では私の方から一つだけ

これは表の記載ミスですが、8ページ目の岡谷市の被害の平成25年度の合計の欄のところは全く関係のない数字が入っていますので、単なる足し算のところですので、正しい数字を入れていただいて、直していただければと思います。

宮鳥獣・ジビ
エ振興室長

申し訳ありませんでした。修正いたします。

平林議長

特に他になければ、この案件の取扱いにつきましてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

只今委員の皆さんからいろいろなご意見をいただきましたので、その部分につきまして、反映できるところは反映していただいて、答申とさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任ということとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議事項（ア）の「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」はそのように答申することといたします。

ありがとうございました。

それでは、次に、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。

青柳環境部
長

長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、2件について諮問をお願いするものでございます。1つ目は水資源保全地域の指定について、2つ目は水道水源保全地区の指定についてでございます。よろしくご審議をいただきまして、ご意見を賜りますようお願いいたします。

平林議長

審議事項イの「水資源保全地域の指定について」については「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」第9条第3項の規定に基づき、また、ウの「水道水源保全地区の指定について」は「長野県水環境保全条例」第11条第3項の規定に基づいて、県が指定を行うに当たり、当審議会の意見を聴かれているものです。

いずれも駒ヶ根市長からの申出であり、その区域も同一であり、区域の状況、水源が共通していますので、一括して審議を行いたいと思います。

それでは幹事から説明をお願いします。

中山水大気
環境課長

水大気環境課長の中山でございます。

今回審議をお願いいたしますのは、駒ヶ根市の水道水源につきまして「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定及び「長野県水環境保全条例」に基づく

水道水源保全地区の指定についてでございます。

まず「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定につきましては、条例の概要については本年5月26日に開催されました第1回環境審議会で説明させていただきましたが、改めて簡単にご説明申し上げます。

資料2-1をご覧ください。

1ページの1(1)水資源保全地域の指定についてでございますが、知事は、水源地域のうち、土地の所有や利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定ができるというものでございます。

(2)区域設定の考え方ですが、地表水については取水地点及び集水区域の全部を基本とします。また地下水については、取水地点における影響範囲の全部を基本とします。

(3)水資源保全地域における土地取引等の事前届出制についてでございます。水資源保全地域に指定されますと、その区域内の土地取引について事前の届出が必要となります。

2ページの図をご覧ください。水資源保全地域内で土地の売買契約等をされる場合には、①のとおり、その3か月前までに県に届出をしていただきます。その内容や、利用目的等から水資源を保全するために必要と考えられる場合には、④以下のとおり助言や報告徴収、立入調査等ができることとなっております。

2の現在の指定状況でございますが、小海町、下諏訪町、駒ヶ根市、筑北村の8地区となっております。条例については以上です。

次に、今回諮問する水資源保全地域について説明いたします。

資料2-2をご覧ください。

水資源保全地域として指定をお願いしますのは、1の基本情報に記載のとおり、駒ヶ根市の北割水資源保全地域でございます。場所は駒ヶ根市赤穂の一部で、7月31日に駒ヶ根市長から申出があったものでございます。

2の指定申出の理由は記載のとおりです。

駒ヶ根市には18の水道水源がございます。そのうち公共の水源は15、民間の専用水道が3つあります。現在使用していない予備水源が4つであり、保全が必要と考えられるものが11あります。このうち、資料2-1の2に記載のとおり、既に8つの水源については平成26年11月に水資源保全地域に指定してございます。

今回の北割水資源保全地域につきましては、残りの3つのう

ちの2つの水源が関係しております。

区域設定の考え方ですが、今回の水源は地表水になりますので、取水地点の集水区域について指定するものでございます。

3の指定区域の概要ですが、4ページの地形図をご覧ください。

場所は駒ヶ根インターチェンジの西側、駒ヶ岳の東側斜面に位置し、太田切川沿いになります。駒ヶ根第2水源の取水地点は太田切川右岸に位置し、その集水区域は駒ヶ根市と宮田村にまたがっています。このうち、指定面積は赤く塗りつぶした部分で、「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」に基づき、国有林や駒ヶ根市、宮田村等の公有地を除く民有地の23.11ヘクタールとしています。

なお、駒ヶ根第2水源の350メートル下流には、補助的な水源として駒ヶ根第3水源がございました。

降水量のデータにつきましては、太田切雨量観測所で測定しており、年間雨量は3,016ミリメートルでございます。

次に5ページの地質図をご覧ください。

集水区域は黒い線、指定地域は赤い線で囲ってあります。

集水区域は大部分が茶色やピンクで示された花崗岩で、一部に緑色や紫色で示された雲母片岩などの変成岩がみられます。

6ページの植生図をご覧ください。

植生については黄緑色のシラビソ・オオシラビソ群落、緑の縦縞のクリーミズナラ群落及び茶色のカラマツ植林が大部分を占めており、紫色の高山低木群落、緑の斜め線のミドリユキザサーダケカンバ群落及び茶色の網掛けのアカマツ群落が点在しています。

7ページの航空写真をご覧ください。

赤く囲った部分が指定区域となります。ほとんどが山林地域となっています。

1ページにお戻りください。

3の指定区域の概要の地番・地目は3ページの地番一覧表に記載があります。地目上はほとんどが山林・原野となっており、全体で166筆、面積は23.11ヘクタールでございます。

4の水源の概要ですが、水源の種別は表流水で、駒ヶ根市の上水道の水源の一つです。

取水量は1日当たり4,361立方メートルですが、これは駒ヶ根第2・第3水源の合計となっています。

取水率は5.4パーセントということですが、欄外の計算式で算出したもので、集水率は降水量の3分の1が河川に流入するものとして算出しています。

取水施設の位置、給水区域、給水人口、給水量等は記載のとおりです。

この水源で駒ヶ根市の給水人口のほぼ4分の1をまかっています。

2ページをご覧ください。

現地調査を7月27日に行い、水源の状況、稜線の確認等を行っています。

8ページをご覧ください。

写真1として集水区域の全景、写真2は指定区域、写真3で取水地点を赤線で示しております。

2ページにお戻りください。

関係機関への協議の状況でございますが、林野庁中部森林管理局長、国土交通省中部地方整備局長あて8月12日に協議を行いました。意見は特にございませんでした。

参考資料として、条例と基本指針の抜粋を添付してあります。

引き続き資料3-1をお願いします。

「長野県水環境保全条例」に基づく水道水源保全地区の指定についてでございます。条例の概要について説明いたします。

(1)のとおり、知事は水道水源を保全するために特に必要な区域を「水道水源保全地区」として指定できるというものです。

(2)の水道水源保全地区の地域指定の考え方ですが、「河川水・伏流水」、「湖沼水・ダム水」、「浅層地下水・深層地下水・湧水」の別としておりますが、概ね水資源保全地域の指定と同様の考え方でございます。

(3)の水道水源保全地区における規制の内容ですが、水道水源保全地区内におきまして、ゴルフ場の建設、廃棄物最終処分場の設置、土石類の採取その他の土地の形質変更で変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものを行おうとする場合には、知事に協議をして、その同意を得る必要があります。

同意は関係する市町村長及び環境審議会の意見を聴いて行うこととしております。また同意に当たりましては、ウのとおり水道水源保全のために必要な限度において条件を付すことができることとなっております。

同意を得ずにアの行為を行った者又はウの条件に違反した者については、行為の中止、原状回復を命ずることができるとされております。

2ページの指定状況ですが、現在27市町村45地区が指定されています。条例の概要は以上です。

次に、今回指定する地区の詳細について説明します。

資料3-2をご覧ください。

1の基本情報、2の指定申出の理由、3の指定区域の概要は先ほどご説明申し上げました水資源保全地域の指定と同様でございます。

区域設定の基本的な考え方ですが、参考資料2の2ページの「水道水源保全地区の指定の考え方」1の(1)の地表水については、「排水が十分に希釈されないで水道水源に到達する可能性のある区域とする」ということとございます。具体的には3ページの2(1)に「排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域」は、取水地点から概ね上流1キロメートルの直接集水域とされております。今回の件について、取水地点から上流1キロメートルの直接集水域を示したものが参考資料2の6ページに記載してございます。黒い線が取水地点から上流1キロメートルの直接集水域でございます。この直接集水域のうち公有地については、水道水源への悪影響を及ぼすような行為を行政自らが行うことは通常考えられないことから、水資源保全地域の区域設定の考え方と同様に公有地を除く民有地を指定地域として指定するものでございます。

資料3-2の1ページにお戻りください。

4の水源の概要も水資源保全地域の指定とほぼ同様であります。ページ下部に原水の水質の記載があります。水道については年に1回原水の測定をすることとされており、その結果でございます。

河川水につきましては、野生鳥獣の糞便等を由来とする大腸菌群数が含まれている場合が多く、本件も河川の表流水であるために大腸菌群数が水道法の水質基準である「検出しないこと」を超過しております。しかし、取水された水は1.5キロメートルほど下流にある切石浄水場に導水され、膜ろ過により処理、塩素滅菌された後、水質基準に適合した水道水として給水されています。水道原水として大腸菌が検出されたとしても、水道法上の問題はないということとございます。

なお、地形図、地質図、植生図、航空写真、現地調査、関係機関への協議については水資源保全地域と同様でございますので説明は省略いたします。

参考資料としまして長野県水環境保全条例の抜粋等を添付してございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

小川委員	資料2-2の4ページのプラニメーターとは何ですか。
中山水大気 環境課長	地図から面積を測定する装置のことです。
才川委員	関係行政機関の長への協議と現地調査について説明してください。
中山水大気 環境課長	<p>関係行政機関からその所管する法令等に基づき、許可が必要であるとか、支障がある場合など意見をお伺いするものですが、今回の申出については特に問題がないため意見なしということでございます。</p> <p>現地調査は、水大気環境課の職員が、指定地区の状況等を現地で調査したものでございます。</p>
林委員	地権者数と保安林の種類を説明してください。
中山水大気 環境課長	地権者数は84名、保安林は土砂流出防備保安林でございます。
平林議長	他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。まず、幹事の方で発言を求められておりますのでお願いします。
中山水大気 環境課長	<p>今回の駒ヶ根市に係る水資源保全地域及び水道水源保全地区の指定につきましては、本年5月の「下諏訪町汁垂水資源保全地域」の指定について諮問させていただいた事案と同様、専門委員会における審議を省略し、本日の審議会をもって答申をいただければと思います。</p> <p>水資源保全地域及び水道水源保全地区の区域設定につきましては、環境審議会の答申をいただき策定いたしました「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針」、あるいは環境審議会の前身に当たる水環境審議会で見解をいただきました「水道水源保全地区の指定の考え方」によりその考え方を定めておりました、参考資料1及び2のいずれも裏面に資料として記載してございます。</p> <p>今回の水資源保全地域の指定につきましては参考資料1の2(2)の「地表水の場合」に「取水地点及びその集水区域の全部を基本とする」とあり、これに該当する事案であり、同様の事案でありました「下諏訪町汁垂水資源保全地域」について5月26日の環境審議会において即日答申をいただいたところ</p>

です。

また水道水源保全地区につきましては、参考資料2の3ページに記載のとおり取水地点から概ね上流1キロメートルの直接集水域とありますように、これに該当する事案であり、同様の事案については専門委員会の審議を行わず答申していただくことが通例でありました。従いまして、本日の審議をもちまして答申をいただければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

平林議長

幹事からは、「当審議会において答申等を行った考え方に基づき指定するものであり、今回の審議会で答申いただきたい」旨の発言がありました。委員の皆様からご意見等ございますか。無いようですので、本件につきましては、駒ヶ根市長の申出のとおり指定することが適当である旨答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

平林議長

それでは本件につきましてはそのように決定させていただきます。

次に報告事項(ア)の「長野県環境影響評価制度の見直しについて」(報告)でございます。

長野県環境影響評価制度の見直しについては、前回審議会で報告いただいた後の検討状況について報告させていただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

林環境政策
課長

長野県環境影響評価制度の見直し案について報告いたします。

環境影響評価技術委員会の下に専門委員会議を設け検討をいただき、前回は見直しの方向性を説明いたしました。今回は取りまとめました見直し案を説明いたします。

改正の理由として三点ございます。一点目が環境影響評価法の改正により新たな手続が法律に加わったので、条例へも新たな手続の導入を行いたいというのが一点目でございます。次に、これまでの長野県環境影響評価制度の運用を通じ、発生した課題に対する対応をしていきたいというのが二点目です。それから従来想定していない種類の事業による大規模開発への対応を行いたいという三点が改正の理由になります。資料の2番で三点の説明をいたします。

まず、(1)法改正に伴う手続の導入ということで、計画段階環境配慮書手続の導入になります。フローチャートを御確認いただき

たいと思います。事業者が事業の構想を行ってから、現在の条例では点線の部分を除いた方法書手続、準備書手続、評価書手続と三段階の手続が規定されています。今回、方法書手続の前の段階で配慮書手続を新たな手続として導入したいと思っています。法律では平成25年から導入されていますが、主旨として方法書手続の前の柔軟な計画変更が可能である早期の段階で、複数案について、環境影響の比較検討を行い、環境への影響の回避・低減を行うという位置づけです。条例の第1種事業について、計画段階環境配慮書の作成を義務付けます。条例の第2種事業はアセス手続を適用するかは知事が判断することとなっていますが、第2種事業については事業主体が国や地方公共団体又は独立行政法人には手続を義務付けます。それ以外の民間の事業者は努力義務の規定といたします。法律の第2種事業については、法律でアセス手続を行うか国が判断するものですが、条例の第1種事業又は、第2種事業に該当する事業の場合は条例との整合性を図り、条例と同様の扱いにします。また、計画段階環境配慮書に係る手続について、知事意見の提出、住民・関係市町村等の意見聴取を義務付けます。

その他の法改正に伴う手続の導入について、方法書の要約書の作成及び説明会の開催を義務化とします。また、環境影響評価図書の電子縦覧を義務化します。以上が法改正に伴う手続の導入についてです。

(2)の環境影響評価手続の充実については、これまでの運用を通じ明らかになった課題に対する対応になります。まず、事後調査に係る手続の充実について、評価書の段階での不確実性、ここではまだ計画の段階なので、その不確実性を補う事後調査の重要性に鑑み、2つの手続を導入いたします。まず、事後調査計画書の作成、公表、これに対する知事意見の提出が一点目です。そして、事後調査報告書の公表、住民・関係市町村等の意見聴取の導入が二点目になります。

それから、法対象事業に対する条例手続の適用の拡大ということでございます。法対象事業のほうが条例対象事業よりも事業規模の大きい事業が規定されており、環境への影響も大きいわけですので、法対象事業についても条例独自で設けている手続を出来る限り導入したいと考えています。具体的には、事後調査に関する手続、事業着手及び事業完了等の報告、必要な手続を実施しない場合の勧告及び公表であり、こういった手続を法対象事業につきましても条例対象事業と同様に適用を図りたいと思います。

(3)の条例対象事業の拡大についてです。従来想定されていなかった種類の事業による大規模開発が行われるようになっ

てきました。代表的なものは太陽光発電所になります。このような大規模開発に対応をするため、対象事業として「電気工作物の建設」を新たに対象といたします。

それともう一点、環境への影響が懸念されます一定規模以上の土地の改変について、これまでの条例では具体的な事業の目的を規定しており、想定されていない事業が出てきた場合、アセス対象にはなりませんでした。改正後は「工作物の用に供する一団の土地の造成」を新たに設けて、対応をして行くこととしています。

電気工作物の建設として、具体的には水力発電所、風力発電所、地熱発電所、太陽光発電所、送電線路を新たに対象事業に加えます。この中の風力発電所については、条例改正で10,000kWの規模のものを対象にした経緯があります。その後、法律で新たに風力発電所を対象としましたが、法律でも第1種の事業の規模を10,000kWとしています。条例では法律の第1種事業の2分の1の規模のものを第1種事業としていますので、法律の2分の1の5,000kW以上への変更を行いたいということです。なお、バイオマス発電を含む火力発電所が入っていませんが、現行の条例では工場及び事業場の建設事業の中で排ガス量に着目し対象となっています。法律では火力発電所の対象の規模を15万kWと規定していますが、現行の条例では出力でいきますと概ね10,000～15,000kWが対象となっているため、火力発電所は現行の規定のままといたします。以上が条例対象事業の拡大の部分です。

3の施行期日についてです。配慮書手続の導入にあたりましては、新たな手続の導入となること、また今後技術指針の改正を行う必要があります、公布より約1年間の準備期間が必要となります。条例改正については本年度中に改正できるよう準備をしており、具体的には9月議会か11月議会で提案をしたいと考えていますが、施行期日に記載の平成28年10月1日は、最短で9月議会へ提案をした場合の、約1年間の準備期間を設けた期日になります。

それ以外の条例対象事業の拡大等についての改正は公布日より起算して3月を予定しており、これまでの改正の経緯と同様の期間としています。

平林議長

ただいまの概要についての説明をいただきましたが、ご質問等がございましたらご発言願います。野口委員どうぞ。

野口委員

対象事業となる規模要件について、風力発電所の5,000kW以上で何基分になるのか、また、太陽光発電所で敷地面積が50ha

以上の太陽光発電所が長野県内にどのぐらい存在するのか、そして何故このような規模要件となるのか御説明をお願いいたします。

平林議長

それでは、幹事から説明をお願いします。

林環境政策課長

まず、太陽光発電の場合は、面積と出力がほぼ比例するため、面的な開発に着目して広さを決めています。現在の条例ではスキー場やゴルフ場などの面的な開発の対象となる規模が第1種事業では50ha、森林等の区域を対象とする第2種事業では、第1種事業で一般的な規制をかけるより丁寧な対応が必要になりますので30haとなっており、面積を決めるに当たり50ha、30haを基準とした経緯があります。

第2種事業では20haとの案にしましたが、太陽光発電の特性として森林に作られるケースが多い状況にあります。森林は土地の価格が安く、傾斜を利用した太陽光発電の設置に適しています。森林県である長野県の特徴として、景観資源が大変多い状況にあり、そして太陽光発電の場合、太陽光パネルの分割が容易に出来ます。そのため、一般的な基準である30haよりも広く対象とすべきとの議論があり、周りの都道府県の状況も考慮して、20haに設定をいたしました。

また、現行で稼働している太陽光発電で20ha以上のものはありません。

仙波環境政策課長補佐

風力発電の場合、1基辺りの発電規模はいろいろありますが、大規模なものでは1,500kW程度が多く、高さでは約100mとなります。その場合、5,000kWでは3基程度が想定される規模となります。なお、国の基準の2分の1にするという基本的な考え方に合わせ、国の第1種事業の10,000kWの半分の5,000kWに設定をいたしました。

平林議長

よろしいですか。

野口委員

夏にいろいろな場所の調査へ行ったのですが、例えば街中の住宅地の塀の中に太陽光発電所が設置されていることもありました。意外な場所に建設されていることが比較的増えているように思います。50haや20haより小さな規模の施設もありますので、もっと小さな面積のものから対象とすべきではないでしょうか。現行案件としてないというのは今後もない可能性があるということであり、面積の規定が広すぎると思います。これでは環境アセスメントが実施されない太陽光発電所が、相応

しくない場所に増えていくのではないかという危惧があります。

風力発電所については1機設置されるだけで周りの環境が大きく変わってきます。1機から対象とすることはできないのでしょうか。

平林議長

今回は報告となりますので、ここで御意見を出していただいてそれを反映する事はできないのですが、答えられる範囲でお願いいたします。

林環境政策
課長

現行稼働している太陽光発電所で該当する規模の案件はありませんが、現在計画段階で把握している20ha以上の太陽光発電所が13件あります。これらの計画が実際に建設され稼働をするかは判断できませんが、計画段階で把握しているのが13件あるのが現状です。

また、条例アセスの規模要件を下回る場合の対応としては、環境エネルギー課が事務局となり県庁内の関係部局と現在課題を抱えている市町村が連絡会議を設けています。太陽光発電所に対する問題等を抱えている市町村の課題の整理や意見交換、県がどのような支援をできるか等の検討をしており、アセスメントの対象にならないから何もしないということではありません。

平林議長

よろしいですか。

他にご質問等がございましたらご発言願います。小川委員どうぞ。

小川委員

6月23日から7月22日にパブリックコメントが行われましたが、どれくらいの見解が寄せられたのか、その内容についてホームページで確認が出来るのかをお聞きしたいのと、先ほどの資料の施行期日の御説明で、改正を本年度中に行いたいと御説明をいただきましたが、施行期日の平成28年10月1日が前倒しになることがあるのかお聞きしたいです。

平林議長

それでは幹事から説明をお願いします。

林環境政策
課長

パブリックコメントについて6月23日から7月22日の期間中、5名の方から件数にして約22件の御意見をいただきました。現在、寄せられた御意見に対する県の対応を検討中であり、整次第ホームページ等で公表をしていきます。

内容としては、ただいま御意見がありました太陽光発電等の

対象事業についてももう少し対象規模の要件を小さくした方が
良い等の様々な御意見をいただきました。

施行期日について、平成28年10月1日となっておりますが仮に
9月議会で議決をいただいた場合、概ね1年間の準備期間を経
てとなります。こちらは先ほどの3点の内の計画段階環境配慮
書の手続の導入部分になります。対象事業の拡大については、
その下の公布の3月経過となりますので、9月議会で議決をい
ただければ10月中旬の公布となり、その3月後に施行となりま
す。

平林議長 よろしいですか。

小川委員 施行期日が平成28年10月1日となっておりますが、この通りに
進めていると考えてよろしいでしょうか。

林環境政策
課長 こちらは9月議会で議決される事を前提としていますが、概
ね1年間の期間を設けておりますので、仮に11月議会で議決と
なればさらに先となります。

平林議長 他にご質問等がございましたらお願いします。北村委員どう
ぞ。

北村委員 太陽光発電所のところで、第2種事業の森林区域等の「等」
の位置づけですが、農地法の農地転用なども含まれているとい
う意味でしょうか。

平林議長 幹事から説明をお願いします。

林環境政策
課長 こちらは特別に配慮を要する区域として7区域設定してお
ります。本年度第1回審議会の際の資料にお示していますが、
森林法、自然公園法で規定する国立公園等、河川法で規定する
河川区域、自然環境保全法で規定する原生自然環境保全地域等
の7つの区域を特に配慮を要する地域としています。質問にあ
りました農地法は含まれておりません。

平林議長 他にご質問等がございましたらご発言願います。野口委員ど
うぞ。

野口委員 内容ではなく、進め方についての質問なのですが、条例事項
は議会で議決されるものです。議会で議決される内容を行政と
して提案するという報告をされた時には、提案内容についてど

のような議論がなされて、このような提案となったのかをこの審議会で伺うことはできるということによろしいでしょうか。

平林議長

内容についての質問等については、この場で行うことができますが、意見を出していただいても、その意見を反映することは難しいと思われます。もし意見を出すのであればパブリックコメントにおいて意見をお出しいただくということになります。

環境影響評価制度の見直しの内容については、この環境審議会に「情報提供」という形で報告をいただいているという位置づけになります。この内容に関して審議する機関は別にはありますが、内容が長野県の環境に対して大きな影響を与えるものになりますので、この環境審議会でも「情報共有を」ということで御報告をいただいております。

野口委員

行政から議会に提案して、最終的には議会で決定がなされる案件を審議会で報告される際に、その政策形成のプロセスの中で、どのような意見があり、それに対してどのような結論となったのかあるのかを伺いたい場合には、質問させていただき、この場でも教えていただければと思います。

平林議長

おっしゃることはよく理解できますが、議論の内容については、議事録等がホームページで公表されておりますので、是非ご覧ください。

その他には何かありますか。

この案件は社会的にも大きな課題でありますので、引き続き審議会への情報提供をお願いします。

他に、ご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司 会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は11月を予定しております。日程等につきましては改めて調整させていただきます。

それでは、お気をつけてお帰りください。